

福島医発第 541 号 (地)
平成 25 年 5 月 15 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の
受診機会の確保について

時下 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、福島県保健福祉部より福岡県保健医療介護部医療保険課を通して別紙の通り通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

これは、健診機関の全国組織と福島県の一部保険者が集合契約 A を締結したことにより、住民票を異動せずに避難している当該集合契約 A 締結市町村国保及び後期高齢者医療制度の被保険者については、当該集合契約 A の健診実施機関（別添参照）において、特定健診等の受診が可能となったものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂きますとともに、集合契約 A の健診実施医療機関等への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

特定健診担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

「公印省略」

25医保第203号

平成25年5月1日

福岡県医師会長
福岡県歯科医師会長
福岡県薬剤師会長

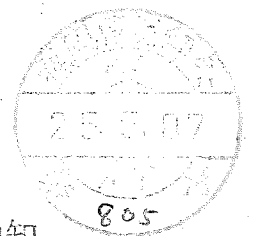
殿

福岡県保健医療介護部医療保険課長
(保険審査係)

東日本大震災により被災した福岡県の被保険者等に係る
特定健康診査等の受診機会の確保について（通知）

このことについて、別添のとおり、福岡県保健福祉部長から通知がありましたのでお知らせします。

健診機関の全国組織と福岡県の一部保険者（別添、福岡県保健福祉部長通知の別紙参照）が集合契約Aを締結したことにより、住民票を異動せずに避難している当該集合契約A締結市町村国保及び福岡県後期高齢者医療制度の被保険者については、当該集合契約Aの健診実施機関において、特定健診等の受診が可能ですので、御承知おきいただきますとともに、広報等について御協力いただきますようお願いします。



各医師会通知

25保第253号

平成25年4月22日

各都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 様
後期高齢者医療主管課（部）長

福島県保健福祉部長

（公印省略）

東日本大震災により被災した福島県の被保険者等に係る

特定健康診査等の受診機会の確保について（依頼）

当県の保健衛生行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、健診機関の全国組織と当県被災保険者（別紙参照）が集合契約Aを平成25年4月1日付けで締結いたしましたので、承知願います。

これにより、東日本大震災により住民票を異動せずに貴都道府県へ避難している当該集合契約A締結市町村国保及び後期高齢者医療制度の被保険者については、貴都道府県内の該当健診実施機関において、特定健康診査等の受診が可能となりましたので承知願いますとともに、貴管下の市町村及び貴都道府県後期高齢者医療広域連合等に対して、別添広報チラシ等を活用した広報等に御協力をいただきますよう特段の御配慮をよろしくお願いします。

なお、当課ホームページ（<http://www.cms.pref.fukushima.jp> 「福島県トップページ」→「組織別案内」→「保健福祉部」→「国民健康保険課」）においても当該集合契約Aに関する情報を掲載予定であることを申し添えます。

おって、当該集合契約Aに参加していない当県保険者に係る避難者への特定健康診査等の実施（「東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保について」（平成23年4月13日付け厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室等事務連絡）参照）及び代表契約等に係る調整等（「東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保のためのガイドライン等について」（平成23年7月20日付け厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室等事務連絡）参照）につきましても、貴都道府県、貴管下市町村及び貴都道府県後期高齢者医療広域連合等におかれましては、格別の御理解と御協力をいただきますよう併せてお願いいたします。

事務担当 国民健康保険課 後期高齢担当 主査 斎藤則夫 024-521-7204

国保担当 主事 湯田日登美 024-521-7203

E-mail yuda_hitomi_01@pref.fukushima.lg.jp

別紙

全国組織の健診実施とりまとめ機関との集合契約Aについて

【契約締結保険者】計22保険者

福島市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西会津町、石川町、広野町、楡葉町、大熊町、双葉町、新地町、福島県後期高齢者医療広域連合

【契約締結健診実施とりまとめ機関】計6団体

公益社団法人日本人間ドック学会／一般社団法人日本病院会、公益財団法人結核予防会、公益社団法人全日本病院協会、公益財団法人予防医学事業中央会、一般社団法人日本総合健診医学会

※ 実施機関については「実施機関一覧表」（別添）を参照してください。



特定健康診査・後期高齢者健診のお知らせ

福島県の一部の市町村では、東日本大震災により他地域に避難している国民健康保険及び後期高齢者医療制度にご加入の方は、避難先でも「特定健診」・「後期高齢者健診」を受けることができます。

1. 対象者

<特定健診・保健指導の対象者>

国民健康保険に加入されている方のうち、以下の市町村にお住まいだった方で、住民票を異動せずに他地域に避難されている方。

市町村名	福島市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西会津町、石川町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、新地町
------	--

<後期高齢者健診の対象者>

後期高齢者医療制度に加入されている方のうち、以下の市町村にお住まいだった方で、住民票を移動せずに他地域に避難されている方。

市町村名	白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、北塩原村、西会津町、猪苗代町、三島町、金山町、中島村、棚倉町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、葛尾村、新地町
------	--

なお、上記一覧に記載のない市町村については、住民票のある市町村の国民健康保険・後期高齢者医療担当窓口または、福島県後期高齢者広域連合までお問い合わせください。また、住民票のある各市町村から健診受診等について案内（広報）等があった場合は、その指示により受診してください。

2. 受診期間

平成26年3月31日まで

3. 検査内容

特定健診の基本項目に沿った血圧測定、尿検査及び血液検査等

※ 詳細な健診項目（心電図、眼底検査、貧血検査）は
医師が必要と認めた時に行います。

※市町村で独自に追加している項目やがん検診等は除かれます。

4. 受診の流れ

- ①避難元の市町村に「健診を受診したい」という連絡をしてください。（電話連絡可）
この際、受診できる健診実施機関を確認してください。
（福島県国民健康保険課ホームページにも掲載してあります）
- ②市町村より受診券が送付されます。
- ③受診したい健診実施機関に健診の予約を入れてください。
- ④予約当日、健診実施機関で健診を受診してください。（※受診券を忘れずに！）
- ⑤後日、健診実施機関から結果が送付されます。

5. 受診時に持っていくもの

- ①受診券
 - ②保険証
- 健診実施機関窓口に提示してください。
※健診の自己負担額は、受診券に記載されている金額となります。

6. 受診上の注意

受診前日・当日の食事、服薬などについては、受診する健診実施機関にお問い合わせください。

お問い合わせとご相談は、
避難元の市町村等へ
（各市町村等の連絡先は裏面をご覧ください）



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

以下の市町村国民健康保険にご加入の方はこちら

市町村名	担当課名	電話番号	市町村名	担当課名	電話番号
福島市	国保年金課	024-535-1111	大玉村	健康福祉課	0243-48-3130
白河市	国保年金課	0248-22-1111	鏡石町	健康福祉課	0248-62-2115
須賀川市	健康づくり課	0248-88-8122	天栄村	住民福祉課	0248-82-2119
喜多方市	保健課	0241-24-5224	西会津町	健康福祉課	0241-45-2214
相馬市	保険年金課	0244-37-2140	石川町	町民生活課	0247-26-9125
二本松市	国保年金課	0243-55-5106	広野町	町民課	0240-27-2113
南相馬市	健康づくり課	0244-23-3680	檜葉町(移転中)	住民福祉課	0246-38-6943
伊達市	国保年金課	024-575-1198	大熊町(移転中)	住民課	0242-26-3844
桑折町	保健福祉課	024-582-1133	双葉町	健康福祉課	0480-73-7835
国見町	保健福祉課	024-585-2785	新地町	健康福祉課	0244-62-2932
川俣町	保健福祉課	024-566-2111			

後期高齢者医療制度にご加入の方はこちら

市町村名	担当課名	電話番号	市町村名	担当課名	電話番号
白河市	国保年金課	0248-22-1111	三島町	町民課	0241-48-5565
須賀川市	総合サービス課	0248-88-9137	金山町	住民課	0241-54-5135
喜多方市	保健課	0241-24-5224	中島村	保健福祉課	0248-52-2111
相馬市	保険年金課	0244-37-2140	棚倉町	住民課	0247-33-2116
二本松市	市民部国保年金課	0243-55-5107	石川町	町民生活課	0247-26-9125
南相馬市	市民課	0244-24-5233	浅川町	保健福祉課	0247-36-4123
伊達市	国保年金課	024-575-1198	古殿町	住民税務課	0247-53-3111
桑折町	保健福祉課	024-582-1133	三春町	保健福祉課	0247-62-2111
国見町	保健福祉課	024-585-2785	広野町	町民課	0240-27-2113
川俣町	保健福祉課	024-566-2111	檜葉町(移転中)	住民福祉課	0246-38-6943
大玉村	住民生活課	0243-24-8090	大熊町(移転中)	住民課	0242-26-3844
鏡石町	税務町民課	0248-62-2112	双葉町(移転中)	健康福祉課	0480-73-7835
天栄村	住民福祉課	0248-82-2119	葛尾村(移転中)	住民生活課	0247-61-2850
北塩原村	住民課	0241-23-3113	新地町	健康福祉課	0244-62-2932
西会津町	健康福祉課	0241-45-2214	福島県後期高齢者医療広域連合	給付係	024-528-9024
猪苗代町	町民生活課	0242-62-2111			

制度全般のお問い合わせはこちら

	担当課名	電話番号
福島県	国民健康保険課	024-521-7203

平成25年度特定健康診査、特定保健指導及び後期高齢者健康診査委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）、特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）及び福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者に対する健康診査（以下「後期高齢者健康診査」という。）について、南相馬市は別紙1委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と公益財団法人結核予防会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、特定健康診査、特定保健指導及び後期高齢者健康診査（以下「健診等」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）特定健康診査及び特定保健指導は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙健診等内容表のとおりとする。

（2）後期高齢者健康診査は、別紙健診等内容表のうち特定健康診査の区分のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙実施機関一覧表のとおり）で行うものとする。

3 特定健康診査及び後期高齢者健康診査において、乙若しくは実施機関は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 健診等の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金、市町村国保や国保組合や後期高齢者医療の場合は各都道府県の国民健康保険団体連合会とする。）への送付を行うものとする。

（対象者）

第3条 特定健康診査及び後期高齢者健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券又は後期高齢者健康診査受診券を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定保健指導利用券を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象

とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

(委託料)

第5条 委託料は、別紙内訳書のとおりとする。

(委託料の請求)

第6条 乙若しくは実施機関は、特定健康診査及び後期高齢者健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から6ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券、特定保健指導利用券又は後期高齢者健康診査受診券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関（全国労働衛生団体連合会等）にも所属し、かつ甲の一部又は全部がその（他の契約とりまとめ機関との）集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診もしくは利用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容（特定健康診査の場合は健診項目等、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等）が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

5 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等（本項において「指導過程における各種記録類等」という。）についても、甲の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

（委託料の支払い）

第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月21日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の21日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、乙若しくは実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第8条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券、特定保健指導利用券又は後期高齢者健康診査受診券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券、特定保健指導利用券又は後期高齢者健康診査受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券、特定保健指導利用券又は後期高齢者健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

4 特定保健指導の積極的支援における期間（3～6か月）中に、利用者が被保険者資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。

5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機

関に支払うこととする。

（再委託の禁止）

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

（譲渡の禁止）

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

（事故及び損害の責任）

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（個人情報の保護）

第12条 乙および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、健診等の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」（平成22年9月17日医政発0917第2号、薬食発0917第5号、老発0917第1号）及び各都道府県において定める個人情報の取扱に係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（業務等の調査等）

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協 議)

第15条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 (甲)

南相馬市ほか21保険者

契約代表者

南相馬市

福島県南相馬市原町区

本町二丁目2番地

市長 桜井 勝延



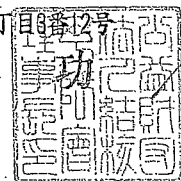
受託者 (乙)

公益財団法人結核予防会

〒101-0061

東京都千代田区三崎町1丁目0番12号

理事長 長 田



別紙

健診等内容表

区分		内容	
特定健康診査※5	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDL-コレステロール
			LDL-コレステロール
		肝機能検査	GOT
			GPT
			γ-GTP
	血糖検査※2 (両方実施)	空腹時血糖	
		ヘモグロビン A 1 c	
	尿検査※3	糖	
蛋白			
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※4	貧血検査	赤血球数	
		血色素量	
		ヘマトクリット値	
	心電図検査		
	眼底検査(両眼)		
特定保健指導	動機付け支援	I. 初回面接 ①個別面接 1 回(20 分以上) 又は ②グループ面接(8 名以下)1 回(80 分以上)	
		II. 実績評価 6 ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)等で実施	
	積極的支援	初回時面接の形態	①個別面接 1 回(20 分以上) 又は ②グループ支援(8 名以下)1 回(80 分以上)
		3 ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数 180ポイント 主な実施形態 個別支援・グループ支援・メールと通信支援・電話支援
		終了時評価の形態	6 ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)等で実施
保険者独自の追加健診項目		なし	

※1 別紙2質問票については、当該機関にて質問票を準備する。

※2 血糖検査については、血糖(空腹時・随時)、ヘモグロビン A1c の両方を実施すること。

※3 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。

※4 詳細な健診の項目を実施する場合は、標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)の判断基準(別紙3)により行うものとし、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※5 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

※6 継続的支援は、支援中に直接面接(個別・グループ)支援を必ず1回以上実施し、支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上、もしくは支援Aの方法のみで180ポイント以上の支援を実施すること

内 訳 書

区分			1人当たり委託料単価 (消費税含む)	支払条件※1
			個別健診 集団健診	
特定健康 診査※2	基本的な健診の項目		6,825円	・健診実施後に一括
	詳細な健 診の項目 (医師の判断 による追加項 目)	貧 血 検 査	231円	
		心 電 図 検 査	1,365円	
		眼 底 検 査 (両 眼) (フィルム代含む)	1,176円	
特定保健 指導	動機付け支援		7,350円	・面接による支援終了後に左記金額 から初回時に全額徴収する自己負担 分を差し引いた保険者負担額の 8/10 を支払 残る 2/10 は実績評価終了後に支払
	積極的支援		23,100円	・初回時の面接による支援終了後に 左記金額から初回時に全額徴収する 自己負担分を差し引いた保険者負担 額の 4/10 を支払 ・残る 6/10 (内訳としては3ヶ月以上の 継続的な支援が 5/10、実績評価が 1/10) は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に 脱落等により終了した場合は、左記金 額から初回時に全額徴収する自己負 担分を差し引いた保険者負担額の 5/10 に実施済みポイント数の割合を 乗じた金額を支払

※1 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※2 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従

うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報に他を漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙 1

委託元保険者一覧表

保険者番号 (半角数字)	委託元保険者名	郵便番号 (半角数字・ハイフンあり)	所在地※1	電話番号※2 (半角数字・ハイフンあり)	委託範囲※3		
					特定健康 診査	特定保健 指導	後期高齢者 健康診査
00070011	福島市	960-8601	福島県福島市五老内町3-1	024-535-1111	○	○	
00070102	二本松市	964-8601	福島県二本松市金色403-1	0243-23-1111	○	○	
00070078	須賀川市	962-8601	福島県須賀川市八幡町135	0248-75-1111	○	○	
00070052	白河市	961-8602	福島県白河市八幡小路7-1	0248-22-1111	○	○	
00070086	喜多方市	966-8601	福島県喜多方市市御清水東7244-2	0241-24-5224	○	○	
00070094	相馬市	976-8601	福島県相馬市中村字大手先13	0244-37-2140	○	○	
00070581	川俣町	960-1492	福島県伊達郡川俣町字五百田30	024-566-2111	○	○	
00070516	桑折町	969-1692	福島県伊達郡桑折町字東大隅18	024-582-2111	○	○	
00070532	国見町	969-1792	福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二2-1	024-585-2111	○	○	
00070615	大玉村	969-1392	福島県安達郡大玉村玉井字星内70	0243-48-3131	○	○	
00070672	鏡石町	969-0492	福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345	0248-62-2111	○	○	
00070698	天栄村	962-0592	福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78	0248-82-2111	○	○	
00070821	西会津町	969-4406	福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3261	0241-45-2211	○	○	
00071084	石川町	963-7893	福島県石川郡石川町字下泉153-2	0247-26-2111	○	○	
00071191	広野町	979-0402	福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35	0240-27-2111	○	○	
00071209	楢葉町	979-0696	福島県双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂5-6	0240-25-2111	○	○	
00071233	大熊町	979-1308	福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野634	0240-32-2111	○	○	
00071241	双葉町	979-1495	福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖28	0240-33-2111	○	○	
00071274	新地町	979-2792	福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30	0244-62-2111	○	○	
00070128	南相馬市	975-8686	福島県南相馬市原町区本町2丁目27	0244-22-2111	○	○	
00070136	伊達市	960-0692	福島県伊達市保原町字舟橋180	024-575-1111	○	○	
39070008	福島県後期高齢者医療広域連合	960-8043	福島県福島市中町8-2(福島県自治会館内)	024-528-9024			○

※1 所在地の欄については、都道府県名から省略せずに記入。

※2 電話番号の欄については、市外局番から省略せずに記入。

※3 委託範囲の欄については、委託する場合に「○」を記入。なお、特定健康診査と特定保健指導の両方を委託する場合においても、両者の一括実施を委託するものではなく、特定健康診査終了後に保険者の判断にて保健指導対象者を選定し、対象者となった者にもみ特定保健指導を実施することとする。

※4 福島県後期高齢者医療広域連合については、下記市町村について実施する。

白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、北塩原村、西会津町、猪苗代町、三島町、金山町、中島村、棚倉町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、葛尾村、新地町

質 問 票

	質 問 項 目	回 答
1-3	現在、a から c の薬の使用の有無	
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
2	b. インスリン注射又は血糖を下げる薬	①はい ②いいえ
3	c. コレステロールを下げる薬	①はい ②いいえ
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたりしたことがありますか。	①はい ②いいえ
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたりしたことがありますか。	①はい ②いいえ
6	医師から、慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析）を受けたりしたことがありますか。	①はい ②いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがありますか。	①はい ②いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1カ月間も吸っている者）	①はい ②いいえ
9	20歳の時の体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施	①はい ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施	①はい ②いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
13	この1年間で体重の増減が±3kg以上あった。	①はい ②いいえ
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
16	夕食後に間食（3食以外の夜食）をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
17	朝食を抜くことが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
18	お酒（清酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない（飲めない）
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 清酒1合（180ml）の目安： ビール中瓶1本（約500ml）、焼酎35度（80ml）、 ウイスキーダブル1杯（60ml）、ワイン2杯（240ml）	①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである（概ね6か月以内） ③近いうちに（概ね1か月以内）改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる（6ヶ月未満） ⑤既に改善に取り組んでいる（6ヶ月以上）
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②いいえ

「詳細な健診」項目の選定について

以下の基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者については、詳細な健診を実施する(基準に該当した者すべてに対して当該健診を実施することは適当ではなく、受診者の性別、年齢等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある)。その際、健診機関の医師は、当該健診を必要と判断した理由を医療保険者へ示すとともに、受診者に説明すること。

なお、他の医療機関において行った最近の結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者、現に高血圧、心臓病等の疾病により医療機関において管理されている者については、詳細な健診を行う必要はない。また、健康診査の結果から、医療機関において、診療報酬により、必要な検査を実施する。

(1) 心電図検査

○前年の健診結果等において、①血圧、②脂質、③血糖、④肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(2) 眼底検査

○前年の健診結果等において、①血圧、②脂質、③血糖、④肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(3) 貧血検査

○貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

【判定基準】

- | | | | |
|-----|--------------------|------------------------------|----|
| ①血糖 | a 空腹時血糖 | 100mg/dl以上 | 又は |
| | b HbA1c (NGSP) の場合 | 5.6%以上 | |
| ②脂質 | a 中性脂肪 | 150mg/dl以上 | 又は |
| | b HDLコレステロール | 40mg/dl未満 | |
| ③血圧 | a 収縮期 | 130mmHg以上 | 又は |
| | b 拡張期 | 85mmHg以上 | |
| ④肥満 | a 腹囲 | M $\geq$ 85cm, F $\geq$ 90cm | 又は |
| | b BMI $\geq$ 25 | | |

実施機関一覧表(結核予防会の支部)

健診・保健指導 機関番号	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号	受託業務		
					特定健康 診査	特定保健指導 動機付け支援	積極的 支援
0110217718	(財)結核予防会北海道支部 札幌複合総合健診センター	060-0808	北海道札幌市北区北8条西3-28 札幌エルプラザ5階	011-700-1331	○	○	○
0220700017	(財)青森県総合健診センター	030-0962	青森県青森市佃2-19-12	017-741-2336	○	○	○
0310114046	公益財団法人 岩手県予防医学協会	020-8585	岩手県盛岡市永井14-42	019-638-7185	○	○	○
0415114701	(財)結核予防会宮城県支部 複合健診センター	989-3203	宮城県仙台市青葉区中山吉成2-3-1	022-719-5161	○	○	○
0415112887	(財)結核予防会宮城県支部 健康相談所 興生館	980-0004	宮城県仙台市青葉区宮町1-1-5	022-221-4461	○	○	○
0720700012	(財)福島県保健衛生協会	960-8550	福島県福島市方木田字水戸内19-6	024-546-0394	○	×	×
0810112128	(公財)茨城県総合健診協会	310-8501	茨城県水戸市笠原町489-5	029-241-0011	○	○	○
0910112747	(財)栃木県保健衛生事業団	320-8503	栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森3F	028-623-8181	○	○	○
1010110235	(財)群馬県健康づくり財団	371-0005	群馬県前橋市堀之下町16-1	027-269-7813	○	○	○
1120700099	(財)埼玉県健康づくり事業団	338-0824	埼玉県さいたま市桜区上大久保519番地 埼玉県浦和・大久保合同庁舎内	048-859-5175	○	○	○
1210119479	(財)千葉県保健予防財団	261-0002	千葉県千葉市美浜区新港32-14	043-246-0265	○	○	○
1320800095	(財)東京都結核予防会	130-0026	東京都墨田区両国4-5-9	03-3633-4053	○	×	×
1310125567	(公財)結核予防会第一健康相談所総合健診センター	101-0061	東京都千代田区三崎町1-3-12	03-3292-9244	○	○	○
1314715538	(公財)結核予防会複合十字病院健康管理センター	204-8522	東京都清瀬市松山3-1-24	042-491-4712	○	×	×
1312715522	(公財)結核予防会新山手病院	189-0021	東京都東村山市諏訪町3-6-1	042-391-1425	○	×	×
1410403782	(財)結核予防会神奈川県支部 かながわクリニック	231-0004	神奈川県横浜市中区元浜町4-32 県民共済馬車道ビル	045-201-8521	○	○	○
1410500116	(財)結核予防会神奈川県支部 中央健康相談所	232-0033	神奈川県横浜市中区中村町3-191-7	045-251-2364	○	○	○
1510117318	(財)新潟県保健衛生センター成人病検診センター	951-8680	新潟市中央区川岸町2丁目11-11	025-267-6328	○	○	○
1920700018	(財)山梨県健康管理事業団	400-0034	山梨県甲府市宝1-4-16	055-225-2800	○	×	×
1720700028	(財)石川県成人病予防センター	920-8201	石川県金沢市鞍月東2-6	076-237-6262	○	○	○
2214110252	(財)結核予防会静岡県支部	420-0915	静岡県静岡市葵区南瀬名町6-20	054-261-2512	○	×	×
2310701939	(財)愛知県健康づくり振興事業団 総合健診センター	466-0047	愛知県名古屋市中区栄区永金町1-1	052-882-2961	○	×	×
2320700038	(財)愛知県健康づくり振興事業団	470-2101	愛知県知多郡東浦町大字森岡字源吾山1-1	0562-82-0222	○	○	○
2420900017	(財)三重県健康管理事業センター	514-0062	三重県津市観音寺町字東浦446-30	059-228-4502	○	○	○
2520700044	(公財)滋賀県健康づくり財団	520-0801	滋賀県大津市におの浜4-4-5	077-525-2733	×	○	○
2610301430	(財)京都予防医学センター 附属診療所	604-8491	京都府京都市中京区西ノ京左馬寮町28	075-811-9131	○	○	○
2719401065	(財)結核予防会大阪府支部 相談診療所	541-0045	大阪府大阪市中央区道修町4-6-5	06-6202-6666	○	○	○
2710104007	(財)結核予防会大阪府支部 堺高島屋内診療所	590-0028	大阪府堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 堺高島屋店内5階	072-221-5515	○	○	○
2710300498	(財)結核予防会大阪府支部 大阪病院	572-0854	大阪府寝屋川市寝屋川公園2276-1	072-821-4781	○	○	○
2810506358	(公財)兵庫県健康財団保健検診センター	652-0032	兵庫県神戸市兵庫区荒田町2-1-12	078-579-3400	○	○	○
3020700039	(財)和歌山県総合健診センター	640-8319	和歌山県和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビック愛5F	073-435-5206	○	×	×
3310115054	(財)岡山県健康づくり財団	700-0952	岡山県岡山市北区平田408-1	086-246-6256	×	○	○
3410118222	(財)広島県地域保健医療推進機構	734-0007	広島県広島市南区皆実町1-6-29	082-254-7111	○	○	○
3520700026	(財)山口県予防保健協会	753-0814	山口県山口市吉敷下東3-1-1	083-933-0008	○	×	×
3610124657	(財)徳島県総合健診センター	770-0042	徳島県徳島市蔵本町1-10-3	088-633-2266	○	○	○
4011129303	(財)結核予防会福岡県支部 福岡結核予防センター	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-4-7	092-761-2544	○	○	○
4120700028	(財)佐賀県総合保健協会	840-0815	佐賀県佐賀市天神1-4-15	0952-25-2320	○	○	○
4218123364	(財)長崎県健康事業団	859-0401	長崎県諫早市多良見町化屋986-3	0957-43-7131	○	○	○
4310120029	(公財)熊本県総合保健センター	862-0901	熊本県熊本市東町4-11-2	096-365-2323	○	○	○
4410118279	(財)大分県地域保健支援センター	870-0011	大分県大分市大字駄原2892-1	097-532-2167	○	○	○
4510115761	(財)宮崎県健康づくり協会	880-0032	宮崎県宮崎市霧島1-1-2	0985-38-5512	○	○	○
4610116651	県民総合保健センター	890-8511	鹿児島県鹿児島市下伊敷3-1-7	099-220-2622	○	○	○
4712311028	(財)沖縄県総合保健協会 附属診療所	901-1192	沖縄県島尻郡南原町字宮平212番地	098-889-6474	○	○	○

平成 25 年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき実施する、特定健康診査(糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ)及び特定保健指導(特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者としての厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ)及び福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者に対する健康診査(以下「後期高齢者健康診査」という。)について、別表 1 に掲げる国民健康保険の保険者から契約に関する委任を受けた南相馬市(以下「甲」という)と公益社団法人全日本病院協会(以下「乙」という)の会員の医療機関(以下「実施機関」という。別表 2 実施機関一覧表のとおり)から契約に関する委任を受けた乙との間に、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第 1 条 甲は、特定健康診査、特定保健指導及び後期高齢者健康診査(以下「健診等」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託業務)

第 2 条 甲が乙に委託する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 特定健康診査は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。)」に基づき、別表 3 健診等内容表のとおりとする。

(2) 後期高齢者健康診査は、別紙健診等内容表のうち特定健康診査の区分のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の実施機関で行うものとする。

3 特定健康診査及び後期高齢者健康診査において、実施機関は、終了後速やかに、法第 23 条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第 3 条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 健診等の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関(以下「代行機関」という。被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金、市町村国保や国保組合や後期高齢者医療の場合は各都道府県の国民健康保険団体連合会とする。)への送付を行うものとする。

(対象者)

第3条 特定健康診査及び後期高齢者健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券または後期高齢者健康診査受診券を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定保健指導利用券を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

(委託料)

第5条 委託料は、別表4 委託料内訳書のとおりとする。

(委託料の請求)

第6条 実施機関は、特定健康診査及び後期高齢者健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から6ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）を、別表4 委託料内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関にも所属し、かつ甲の一部または全部がその（他の契約とりまとめ機関との）集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診若しくは利用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容（特定健康診査の場合は健診項目等、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等）が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他

の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

- 3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織(代行機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ))と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ)により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体(FD、MO、若しくはCD-R)を実施月の翌月5日までに提出(期限までに必着)する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の休日にあたる場合は、その翌日を期限とする。
- 4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。
- 5 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書(厚生労働省にて様式例を公表)等、指導過程における各種記録類やワークシート類等(本項において「指導過程における各種記録類等」という。)についても、甲の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

(委託料の支払い)

- 第7条 甲は、実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月21日(電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の21日。)を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。
- 2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者(実施機関)に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。
 - 3 請求者(実施機関)は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法に

より請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

第8条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券または後期高齢者健康診査受診券、特定保健指導利用券の両方を確認せず実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券または後期高齢者健康診査受診券、特定保健指導利用券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとし、か判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券または後期高齢者健康診査受診券、特定保健指導利用券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

4 特定保健指導の積極的支援における期間（3～6ヶ月）中に、利用者が被保険者資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

(再委託の禁止)

第9条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規定の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととする。

(譲渡の禁止)

第10条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失がない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2. 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失がない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 実施機関が当該業務を実施するに当たっては、健診等の記録の漏えいを防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙1個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」(平成22年9月17日医政発0917第2号、薬食発0917第5号、老発0917第1号)及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙は、甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規定の概要」に関する実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、別表2実施機関一覧表より当該実施機関を削除しこの契約から解除できるものとする。

(協 議)

第 15 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 2 5 年 4 月 1 日

甲 南相馬市ほか 2 1 保険者

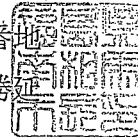
契約代表者

南相馬市

福島県南相馬市原町区

本町二丁目 2 7 番地

市長 桜井 勝延

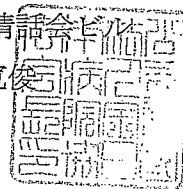


乙 公益社団法人全日本病院協会

東京都千代田区三崎町

3 丁目 7 番 12 号

会長 西澤 寛俊



個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

(1) 実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への通知

実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

委託元保険者一覧表

保険者番号 (半角数字)	委託元保険者名	郵便番号 (半角数字・ハイフンあり)	所在地※1	電話番号※2 (半角数字・ハイフンあり)	委託範囲※3		
					特定健康 診査	特定保 健指導	後期高齢者 健康診査
00070011	福島市	960-8601	福島県福島市五老内町3-1	024-535-1111	○	○	
00070102	二本松市	964-8601	福島県二本松市金色403-1	0243-23-1111	○	○	
00070078	須賀川市	962-8601	福島県須賀川市八幡町135	0248-75-1111	○	○	
00070052	白河市	961-8602	福島県白河市八幡小路7-1	0248-22-1111	○	○	
00070086	喜多方市	966-8601	福島県喜多方市宇御清水東7244-2	0241-24-5224	○	○	
00070094	相馬市	976-8601	福島県相馬市中村字大手先13	0244-37-2140	○	○	
00070581	川俣町	960-1492	福島県伊達郡川俣町字五百田30	024-566-2111	○	○	
00070516	桑折町	969-1692	福島県伊達郡桑折町字東大隅18	024-582-2111	○	○	
00070532	国見町	969-1792	福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二2-1	024-585-2111	○	○	
00070615	大玉村	969-1392	福島県安達郡大玉村玉井字星内70	0243-48-3131	○	○	
00070672	鏡石町	969-0492	福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345	0248-62-2111	○	○	
00070698	天栄村	962-0592	福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78	0248-82-2111	○	○	
00070821	西会津町	969-4406	福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3261	0241-45-2211	○	○	
00071084	石川町	963-7893	福島県石川郡石川町字下泉153-2	0247-26-2111	○	○	
00071191	広野町	979-0402	福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35	0240-27-2111	○	○	
00071209	楢葉町	979-0696	福島県双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂5-6	0240-25-2111	○	○	
00071233	大熊町	979-1308	福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野634	0240-32-2111	○	○	
00071241	双葉町	979-1495	福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖28	0240-33-2111	○	○	
00071274	新地町	979-2792	福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30	0244-62-2111	○	○	
00070128	南相馬市	975-8686	福島県南相馬市原町区本町2丁目27	0244-22-2111	○	○	
00070136	伊達市	960-0692	福島県伊達市保原町字舟橋180	024-575-1111	○	○	
39070008	福島県後期高齢者医療広域連合	960-8043	福島県福島市中町8-2(福島県自治会館内)	024-528-9024			○

※1 所在地の欄については、都道府県名から省略せずに記入。

※2 電話番号の欄については、市外局番から省略せずに記入。

※3 委託範囲の欄については、委託する場合に「○」を記入。なお、特定健康診査と特定保健指導の両方を委託する場合においても、両者の一括実施を委託するものではなく、特定健康診査終了後に保険者の判断にて保健指導対象者を選定し、対象者となった者によりのみ特定保健指導を実施することとする。

※4 福島県後期高齢者医療広域連合については、下記市町村について実施する。

白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、北塩原村、西会津町、猪苗代町、三島町、金山町、中島村、棚倉町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、葛尾村、新地町

健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地	TEL	特定 健診	特定保健指導		人 ドッ 受
						動機 付け 支援	積極 的 支援	
3610125456	医療法人明和会 たまき青空病院	779-3125	徳島県徳島市国府町早瀬字北カシヤ56-1	088-643-2588	○	○	○	○
3610310066	江藤病院	773-0025	徳島県小松島市和田島町字浜塚132-3	0885-37-1559	○	○	○	○
3610410072	玉真病院	774-0045	徳島県阿南市宝田町荒井20	0884-23-0551	○	○	○	×
3610410114	羽ノ浦整形外科内科病院	779-1102	徳島県阿南市羽ノ浦町宮倉芝生40-11	0884-44-6111	○	○	○	×
3610410122	宮本病院	779-1105	徳島県阿南市羽ノ浦町古庄古野神4-14	0884-44-4343	○	○	○	×
3610510061	医療法人芳越会 ホウエツ病院	779-3602	徳島県美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095	○	○	○	×
3610610044	三木病院	771-2304	徳島県三好市三野町芝生1027	0883-77-3900	○	×	×	×
3610610051	北條病院	778-0002	徳島県三好市池田町マチ2526-7	0883-72-0007	○	○	○	×
3610610069	三野田中病院	771-2304	徳島県三好市三野町芝生1242-6	0883-77-2300	○	○	○	×
3611210059	医療法人有誠会 手束病院	779-3233	徳島県名西郡石井町石井字石井434-1	088-674-0024	○	○	○	○
3611510037	医療法人弘誠会 浦田病院	771-0220	徳島県板野郡松茂町広島字南ハリ13	088-699-2921	○	×	×	○
3611510151	医療法人凌雲会 稲次整形外科病院	771-1262	徳島県板野郡藍住町笠木字西野50-1	088-692-5757	○	○	○	×
3611510201	高田整形外科病院	771-0203	徳島県板野郡北島町中村字東堤ノ内30-1	088-698-8689	○	×	×	×
3611710033	美摩病院	776-0013	徳島県吉野川市鴨島町上下島497	0883-24-2957	○	○	○	○
3611910138	医療法人静可会 三加茂田中病院	779-4701	徳島県三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700	○	○	○	×
3710116744	医療法人社団雙和会 クワヤ病院	760-0047	香川県高松市塩屋町1-4	087-851-5208	○	×	×	○
3710117668	医療法人社団青冥会 ミタニ藤田病院	761-0450	香川県高松市三谷町1680-1	087-864-8821	○	○	○	○
3710211065	社会医療法人財団エム・アイ・ユー 府	763-8507	香川県丸亀市津森町219	0877-24-8300	○	○	○	○
3710311709	公益財団法人 香川成人医学研究所	762-0005	香川県坂出市横津町3-2-31	0877-45-2311	○	○	○	○
3710410766	医療法人社団純心会 善通寺前田病	765-0073	香川県善通寺市中村町894-1	0877-63-3131	○	×	×	○
3710710140	太田病院	769-2601	香川県東かがわ市三本松1758	0879-25-2673	○	○	○	×
3711610885	医療法人社団ひかり会 河内病院	764-0033	香川県仲多度郡多度津町青木130-1	0877-33-3113	○	×	×	×
3810110373	松山第一病院	791-8016	愛媛県松山市久万ノ台282-2	089-924-6877	○	×	×	○
3810114623	松山笠置記念心臓血管病院	790-0023	愛媛県松山市末広町18-2	089-941-2288	○	○	○	×
3810128722	愛媛生協病院	791-1102	愛媛県松山市来住町1091-1	089-976-7201	○	○	○	○
3810129282	医療法人社団慈生会 松山城東病院	790-0915	愛媛県松山市松末2-19-36	089-943-7717	○	×	×	○
3810210272	瀬戸内海病院	794-0028	愛媛県今治市北宝来町2-4-9	0898-23-0655	○	×	×	○
3810228043	白石病院	794-0041	愛媛県今治市松本町1-5-9	0898-32-4135	○	○	×	×
3810228332	医療法人平成会 山内病院	794-0063	愛媛県今治市片山3-1-40	0898-32-3000	○	○	○	○
3810310379	医療法人沖縄徳洲会 宇和島徳洲会	798-0003	愛媛県宇和島市住吉町2-6-24	0895-22-2820	○	○	○	○
3810628143	社会福祉法人恩賜財団済生会 西条	793-0027	愛媛県西条市朔日市字榎ヶ坪269-1	0897-55-5121	○	○	×	○
3810728141	医療法人恕風会 大洲記念病院	795-8510	愛媛県大洲市徳森1512-1	0893-25-2022	○	○	○	○
3810828032	社会医療法人石川記念会 石川病院	799-0121	愛媛県四国中央市上分町732-1	0896-58-8300	○	○	○	○
3810928105	医療法人康仁会 西岡病院	799-0421	愛媛県四国中央市三島金子2-7-22	0896-24-5511	○	○	○	○
3910112238	医療法人川村会 川村病院	780-0901	高知県高知市上町5-6-20	088-823-7433	○	×	×	×
3910114622	特定医療法人久会 久病院	780-0821	高知県高知市桜井町1-2-35	088-883-6264	○	○	○	×
3910116270	木村病院	780-0043	高知県高知市寿町8-8	088-822-7231	○	○	○	×
3910410913	JA高知病院 JA高知健診センター	783-8509	高知県南国市明見字中野526-1	088-863-8510	○	×	×	×
3910610462	医療法人五月会 須崎くろしお病院	785-8501	高知県須崎市緑町4-30	0889-43-2121	○	○	○	×
3911110207	医療法人豊秋会 香北病院	781-4212	高知県香美市香北町美良布1064-9	0887-59-2251	○	×	×	×
4010211615	医療法人相生会 金隈病院	812-0863	福岡県福岡市博多区金の隈3-24-16	092-503-6666	○	○	○	×
4010211698	医療法人輝栄会 福岡輝栄会病院	813-0044	福岡県福岡市東区千早5-11-5	092-681-3115	○	○	○	○
4010212597	社会医療法人財団池友会 福岡和白	811-0213	福岡県福岡市東区和白丘2-11-17	092-608-0138	○	○	○	○
4010317537	医療法人友愛会 友田病院	812-0894	福岡県福岡市博多区諸岡4-28-24	092-591-8088	○	○	×	×
4010319103	医療法人 原三信病院	812-0034	福岡県福岡市博多区大博町1-8	092-291-3132	○	○	○	○
4010319145	医療法人愛風会 さく病院	812-0895	福岡県福岡市博多区竹下4-12-18	092-471-6265	○	×	×	×
4010319293	医療法人八木厚生会 八木病院	812-0054	福岡県福岡市東区馬出2-21-25	092-643-8451	○	×	×	○
4010412833	志免総合診療所	811-2202	福岡県粕屋郡志免町志免4-22-11	092-937-5656	○	×	×	×
4010419036	医療法人井上会 篠栗病院	811-2413	福岡県粕屋郡篠栗町大字尾仲94	092-947-0711	○	×	×	○
4010419101	医療法人社団正信会 水戸病院	811-2298	福岡県粕屋郡須恵町大字旅石115-483	092-935-3799	○	○	○	○

健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地	TEL	特定 健診	特定保健指導		人間 ドック 受託
						動機 付け 支援	積極的 支援	
4010419226	医療法人社団廣徳会 岡部病院	811-2122	福岡県粕屋郡宇美町明神坂1-2-1	092-932-0025	○	×	×	×
4010419481	社会医療法人栄光会 栄光病院	811-2232	福岡県糟屋郡志免町別府西3-8-15	092-935-0147	○	○	○	○
4010419697	社会医療法人青洲会 福岡青洲会病	811-2311	福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原800-1	092-939-5539	○	○	○	○
4010519165	医療法人社団水光会 宗像水光会給	811-3298	福岡県福津市上西郷341-1	0940-34-3100	○	○	○	○
4010519199	医療法人社団宗正会 東福岡病院	811-3222	福岡県福津市津丸1164-3	0940-43-1311	○	○	○	○
4010619072	宗像医師会病院 健診センター	811-3431	福岡県宗像市田熊5-5-3	0940-37-0007	○	○	○	×
4010619247	医療法人光洋会 赤間病院	811-4147	福岡県宗像市石丸1-6-7	0940-32-2206	○	○	○	○
4011010024	医療法人輝松会 松尾内科病院	819-0051	福岡県福岡市西区下山門団地40-5	092-891-5071	○	×	×	×
4011010735	医療法人佐田厚生会 佐田病院	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通2-4-28	092-781-6381	○	○	×	○
4011012178	医療法人財団華林会 村上華林堂病	819-8585	福岡県福岡市西区戸切2-14-45	092-811-3331	○	×	×	○
4011118751	医療法人社団江頭会 さくら病院	814-0142	福岡県福岡市城南區片江4-16-15	092-864-1212	○	×	×	×
4011118819	医療法人社団誠和会 牟田病院	814-0163	福岡県福岡市早良区干隈3-9-1	092-865-2211	○	○	○	○
4011119056	医療法人 西福岡病院	819-8555	福岡県福岡市西区生の松原3-18-8	092-881-1385	○	○	○	○
4011119239	医療法人順和 長尾病院	814-0153	福岡県福岡市城南區樋井川3-47-1	092-541-2035	○	○	○	○
4011119247	社会医療法人大成会 福岡記念病院	814-8525	福岡県福岡市早良区西新1-1-35	092-821-4731	○	○	○	×
4011219138	社会医療法人喜悦会 那珂川病院	811-1345	福岡県福岡市南区向新町2-17-17	092-565-3531	○	○	○	○
4011419035	医療法人悠水会 水城病院	818-0104	福岡県太宰府市通古賀3-10-1	092-922-2050	○	○	○	×
4011519214	医療法人芙蓉会 筑紫南ヶ丘病院	816-0971	福岡県大野城市大字牛頸1034-5	092-595-0595	○	○	○	×
4011519354	医療法人社団扶洋会 秦病院	816-0931	福岡県大野城市筒井1-3-1	092-501-1111	○	×	×	×
4011619105	医療法人徳洲会 福岡徳洲会病院	816-0864	福岡県春日市須玖北4-5	092-573-6622	○	○	○	○
4011719194	医療法人文杏堂 杉病院	818-0072	福岡県筑紫野市二日市中央1-3-2	092-923-6666	○	×	×	×
4011819093	医療法人正明会 諸岡整形外科病院	811-1201	福岡県筑紫郡那珂川町片縄3-81	092-952-8888	○	×	×	×
4012019032	糸島医師会病院	819-1112	福岡県糸島市浦志532-1	092-322-3631	○	×	×	○
4012019263	医療法人誠心会 井上病院	819-1104	福岡県糸島市波多江699-1	092-322-3472	○	○	×	×
4012111177	医療法人柳育会 新やなぎ健診クリニ	834-0006	福岡県八女市吉田134-1	0943-23-6977	○	○	○	○
4012119139	医療法人柳育会 柳病院	834-0006	福岡県八女市吉田2-1	0943-23-2176	○	○	×	×
4012215499	社会医療法人天神会 新古賀クリニッ	830-8522	福岡県久留米市天神町106-1	0942-35-3170	○	○	○	○
4012219038	社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病	830-8543	福岡県久留米市津福本町422	0942-36-0721	○	○	○	○
4012219467	社会医療法人天神会 古賀病院21	839-0801	福岡県久留米市宮ノ陣3-3-8	0942-38-3333	○	×	×	×
4012419075	医療法人社団俊聖会 甘木中央病院	838-0068	福岡県朝倉市甘木667	0946-22-5550	○	×	×	○
4012519049	医療法人社団高邦会 高木病院	831-0016	福岡県大川市大字酒見141-11	0944-87-0006	○	○	○	○
4012619112	医療法人社団豊泉会 丸山病院	838-0113	福岡県小郡市山隈273-11	0942-73-0011	○	○	○	○
4012619120	医療法人社団シマダ 嶋田病院	838-0141	福岡県小郡市小郡217-1	0942-72-2375	○	○	○	×
4012710077	医療法人聖峰会 田主丸中央病院	839-1213	福岡県久留米市田主丸町益生田892	0943-72-2727	○	○	○	×
4013319142	医療法人向陽会 筑後川温泉病院	839-1405	福岡県うきは市浮羽町古川1055	0943-77-7251	○	×	×	×
4013319241	医療法人社団宗仁会 筑後吉井こころ	839-1321	福岡県うきは市吉井町216-2	0943-75-3165	○	○	○	×
4014219424	医療法人弘恵会 ヨコクラ病院	839-0295	福岡県みやま市高田町濃施394	0944-22-5811	○	○	○	○
4014319034	医療法人清和会 長田病院	832-0059	福岡県柳川市下宮永町523-1	0944-72-3863	○	×	×	○
4014419032	医療法人静光園 白川病院	837-0926	福岡県大牟田市上白川町1-146	0944-53-4173	○	×	×	○
4014419164	社会福祉法人恩賜財団福岡県済生会	837-0916	福岡県大牟田市田隈810	0944-53-2626	○	○	○	×
4014419446	医療法人悠久会 大牟田共立病院	836-0012	福岡県大牟田市明治町3-7-5	0944-53-5461	○	○	○	○
4014419560	医療法人明星会 三宅病院	836-0806	福岡県大牟田市東新町2-2-5	0944-55-3000	○	×	×	×
4014419644	医療法人シーエムエス 杉循環器科内	837-0916	福岡県大牟田市大字田隈950-1	0944-56-1119	○	○	○	×
4015219357	石田病院	820-0607	福岡県嘉穂郡桂川町大字土師28	0948-62-2788	○	×	×	×
4015519145	飯塚病院	820-8505	福岡県飯塚市芳雄町3-83	0948-29-8009	○	×	×	×
4015719174	医療法人ユーアイ 西野病院	820-0206	福岡県嘉麻市鴨生532	0948-42-1114	○	×	×	×
4016119523	社会医療法人財団池友会 福岡新水	807-0051	福岡県遠賀郡水巻町立屋敷1-2-1	093-203-22520	○	○	○	○
4016219091	新中間病院	809-0018	福岡県中間市通谷1-36-1	093-245-5501	○	×	×	○
4016419162	財団法人健和会 戸畑けんわ病院	804-0082	福岡県北九州市戸畑区新池1-5-5	093-881-8181	○	○	○	×
4016419345	社会医療法人共愛会 とばたクリニック	804-0092	福岡県北九州市戸畑区小芝2-5-1	093-871-6025	○	○	○	○

健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地	TEL	特定 健診	特定保健指導		人 ドッ 受
						動機 付け 支援	積極的 支援	
4016519490	医療法人寿芳会 芳野病院	808-0034	福岡県北九州市若松区本町2-15-6	093-751-2606	○	○	○	×
4017319189	社会医療法人陽明会 御所病院	800-0344	福岡県京都郡苅田町大字新津1400	0930-26-4311	○	○	○	○
4017519028	特定医療法人起生会 大原病院	824-0008	福岡県行橋市宮市町2-5	0930-23-2748	○	○	○	○
4017519242	社会医療法人財団池友会 新行橋病院	824-0026	福岡県行橋市道場寺1411	0930-24-8899	○	○	○	○
4017619026	一般社団法人日本海員救済会 門司	801-8550	福岡県北九州市門司区清滝1-3-1	093-321-0986	○	○	○	×
4017619869	社会医療法人財団池友会 新小文字	800-0057	福岡県北九州市門司区大里新町2-5	093-391-8005	○	○	○	×
4017716921	医療法人敬天会 東和病院	802-0971	福岡県北九州市小倉南区守恒本町1-3-1	093-962-1008	○	×	×	×
4017719420	財団法人健和会 大手町病院	803-8543	福岡県北九州市小倉北区大手町15-1	093-592-5515	○	○	○	○
4017910631	財団法人平成紫川会 小倉記念病院	802-8555	福岡県北九州市小倉北区浅野3-2-1	0120-001-174	○	○	○	○
4110111228	医療法人至誠会 至誠会病院	840-0051	佐賀県佐賀市田代2-7-24	0952-24-5325	○	○	○	×
4110115021	医療法人福翔会 福岡病院	849-0934	佐賀県佐賀市開成6-14-10	0952-31-4611	○	○	○	×
4110115179	医療法人同愛会 副島病院	840-0811	佐賀県佐賀市大財1-6-60	0952-24-5251	○	○	×	○
4110115872	医療法人社団敬愛会 佐賀記念病院	849-0917	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬1240-1	0952-31-7771	○	○	○	○
4110211978	河畔病院	847-0021	佐賀県唐津市松南町119-2	0955-77-2611	○	×	×	×
4110212380	医療法人修賢会 藤崎病院	847-0011	佐賀県唐津市栄町2576-9	0955-72-5125	○	×	×	×
4110213149	医療法人唐虹会 虹と海のホスピタル	847-0031	佐賀県唐津市原842-1	0955-77-0711	○	○	○	×
4110311331	医療法人社団如水会 今村病院	841-0061	佐賀県鳥栖市轟木町1523-6	0942-84-1238	○	○	○	○
4110311935	医療法人清明会 やよいがおか鹿毛病	841-0005	佐賀県鳥栖市弥生が丘2-143	0942-87-3150	○	○	○	×
4110311943	医療法人啓心会 啓心会病院	841-0024	佐賀県鳥栖市原町字恒石688-1	0942-83-1040	○	×	×	×
4110312370	医療法人仁徳会 今村病院	841-0033	佐賀県鳥栖市本通町1-855-10	0942-84-5060	○	×	×	○
4110511344	小島病院	848-0121	佐賀県伊万里市黒川町塩屋205-1	0955-27-2121	○	○	×	×
4110511369	医療法人朋友会 山口病院	848-0041	佐賀県伊万里市新天町305	0955-23-5255	○	×	×	×
4110511377	口石病院	848-0027	佐賀県伊万里市立花町4060-2	0955-23-2504	○	×	×	×
4110511773	社会医療法人謙仁会 山元記念病院	848-0031	佐賀県伊万里市二里町八谷脇88-4	0955-23-2166	○	○	○	○
4110710052	祐愛会 織田病院	849-1322	佐賀県鹿島市大字高津原4306	0954-63-3332	○	○	○	○
4110710698	医療法人 犬塚病院	849-1311	佐賀県鹿島市大字高津原602-3	0954-63-2538	○	○	○	○
4111011096	医療法人社団博文会 小柳記念病院	840-2195	佐賀県佐賀市諸富町諸富津230-2	0952-47-3255	○	×	×	○
4111011344	医療法人大和正信会 ふじおか病院	840-0201	佐賀県佐賀市大和町大字尼寺2685	0952-62-2200	○	○	×	○
4111310928	江口病院	845-0032	佐賀県小城市三日月町金田1054-2	0952-73-5020	○	○	○	○
4111311009	医療法人 ひらまつ病院	845-0001	佐賀県小城市小城町815-1	0952-72-2111	○	○	○	○
4111411510	医療法人至誠堂 宇都宮病院	849-3133	佐賀県唐津市厳木町本山386-1	0955-63-2515	○	○	×	×
4111610061	医療法人醇和会 有島病院	849-1203	佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ里2352-3	0954-65-4100	○	×	×	×
4111610871	医療法人至慈会 高島病院	849-1203	佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ里1831-18	0954-65-3129	○	×	×	×
4111611325	順天堂病院	849-2102	佐賀県杵島郡大町町大字福母707-2	0952-82-3161	○	○	○	×
4111710788	医療法人うれしの 福田病院	843-0301	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲4714-10	0954-42-2221	○	○	○	×
4210114510	社会医療法人春回会 井上病院	850-0045	長崎県長崎市宝町6-12	095-843-3777	○	○	○	○
4210115954	宗教法人聖フランシスコ病院会 聖フ	852-8125	長崎県長崎市小峰町9-20	095-846-2591	○	×	×	○
4210123164	医療法人保善会 田上病院	851-0251	長崎県長崎市田上2-14-15	095-826-8186	○	×	×	×
4210128718	医療法人 光晴会病院	852-8053	長崎県長崎市葉山1-3-12	095-857-3649	○	×	×	○
4210150431	医療法人厚生会 虹が丘病院	852-8055	長崎県長崎市虹が丘町1-1	095-856-1112	○	×	×	○
4210163889	医療法人健正会 大久保病院	851-0113	長崎県長崎市戸石町1470-1	095-833-0650	○	×	×	○
4210211340	千住病院	857-0026	長崎県佐世保市宮地町5-5	0956-24-1010	○	○	○	×
4210227031	医療法人アリス会 京町内科病院	857-0871	長崎県佐世保市本島町1-20	0956-25-2255	○	○	○	×
4210411056	医療法人宏善会 諫早記念病院	854-0006	長崎県諫早市天満町2-21	0957-22-0370	○	×	×	×
4210412104	医療法人祥仁会 西諫早病院	854-0063	長崎県諫早市貝津町3015	0957-25-8860	○	○	○	○
4210511012	医療法人慧明会 貞松病院	856-0831	長崎県大村市東本町537	0957-54-1161	○	×	×	×
4211122355	医療法人社団淳生会 慈恵病院	859-0401	長崎県諫早市多良見町化屋995	0957-28-5001	○	×	×	○
4211421963	医療法人栄和会 泉川病院	859-1504	長崎県南島原市深江町丁2405	0957-72-2017	○	○	○	○
4211511458	社会医療法人青洲会 青洲会病院	859-4825	長崎県平戸市田平町山内免612-4	0950-57-2155	○	○	○	×
4211521366	医療法人裕光会 谷川病院	859-4825	長崎県平戸市田平町山内免400	0950-57-0045	○	○	○	○

健診等内容表

区 分		内 容	
特定健康診査※	基本的な健診の項目	質 問 (問 診)	別紙 2 質問票のとおり※
		身 体 計 測	身 長
			体 重
			腹 囲
			B M I
		理学的所見 (身体診察)	
		血 圧	収 縮 期 血 圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中 性 脂 肪
			HDL- コレステロール
			LDL- コレステロール
		肝機能検査	G O T
			G P T
			γ-G T (γ- G T P)
		血糖検査※	空 腹 時 血 糖
			ヘモグロビン A1c
		尿 検 査 ※	糖
			蛋 白
	詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※	貧 血 検 査	赤 血 球 数
			血 色 素 量(ヘモグロビン値)
			ヘマトクリット値
		心 電 図 検 査	
		眼 底 検 査 (両 眼)	
特定保健指導	動機付け支援	I 初回面接 ① 個別面接 1 回(20 分以上) 又は ② グループ面接(8 名以下)1 回(80 分以上)	
		II 実績評価 6ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施	

	積極的支援	初回時面接の形態		① 個別面接 1 回(20 分以上) 又は ② グループ面接(8 名以下)1 回(80 分以上)
		3 ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数	180 ポイント以上
			主な実施形態	◆ 支援 A、支援 B の内容については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」(確定版)を参照すること ◆ 継続的支援は、支援中に直接面接(個別・グループ)を必ず 1 回以上実施し、支援 A の方法及び支援 B の方法の合計で 180 ポイント以上の支援を行うこと(支援 A の方法に係るポイントが、160 ポイント以上である場合に限る)を最低条件とすること
		終了時評価の形態		6 ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施

※ 別紙 2 質問票については、当該機関にて準備することとする。

※ 血糖検査については、血糖(空腹時・随時)、ヘモグロビン A1c の両方を実施すること。

※ 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合健保組合から乙に委託費用は支払われない)。

※ 詳細な健診の項目を実施する場合は、標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)の判定基準(別紙 3)により行うものとし、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※ (1)別表 2 に掲げる実施機関は、他の機関で特定健康診査を受診した者又は事業主健康診断を受診した者に対して特定保健指導を実施する場合、第 2 条第 3 項で受診者に通知された特定健康診査受診結果通知表並びに特定健康診査で提出した質問票の写しの提出を求めることとする。

(2)別表 1 に掲げる健康保険組合は、上記(1)に該当する者に対して、特定保健指導を実施する機関に、当該健診結果通知表及び質問票の写しを持参するよう周知することとする。

(3)別表 2 に掲げる実施機関のうち特定保健指導を受託する機関は、自機関で特定健康診査を実施していない場合でも特定保健指導を実施することとする。

	質 問 項 目	回 答
1-3	現在、a から c の薬の使用の有無	
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
2	b. インスリン注射又は血糖を下げる薬	①はい ②いいえ
3	c. コレステロールを下げる薬	①はい ②いいえ
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたりしたことがありますか。	①はい ②いいえ
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたりしたことがありますか。	①はい ②いいえ
6	医師から、慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析)を受けたりしたことがありますか。	①はい ②いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがありますか。	①はい ②いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計 100 本以上、又は 6 ヶ月以上吸っている者」であり、最近 1 カ月間も吸っている者)	①はい ②いいえ
9	20 歳の時の体重から 10kg 以上増加している。	①はい ②いいえ
10	1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 日以上、1 年以上実施	①はい ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を 1 日 1 時間以上実施	①はい ②いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
13	この 1 年間で体重の増減が±3kg 以上あった。	①はい ②いいえ
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い
15	就寝前の 2 時間以内に夕食をとることが週に 3 回以上ある。	①はい ②いいえ
16	夕食後に間食(3 食以外の夜食)をとることが週に 3 回以上ある。	①はい ②いいえ
17	朝食を抜くことが週に 3 回以上ある。	①はい ②いいえ
18	お酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない(飲めない)
19	飲酒日の 1 日当たりの飲酒量 清酒 1 合(180ml)の目安： ビール中瓶 1 本(約 500 ml)、焼酎 35 度(80ml)、 ウィスキーダブル 1 杯(60ml)、ワイン 2 杯(240ml)	①1 合未満 ②1～2 合未満 ③2～3 合未満 ④3 合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである(概ね 6 か月以内) ③近いうちに(概ね 1 か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる(6 ヶ月未満) ⑤既に改善に取り組んでいる(6 ヶ月以上)
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②いいえ

「詳細な健診」項目の選定について

以下の基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者については、詳細な健診を実施する(基準に該当した者すべてに対して当該健診を実施することは適当ではなく、受診者の性別、年齢等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある)。その際、健診機関の医師は、当該健診を必要と判断した理由を医療保険者へ示すとともに、受診者に説明すること。

なお、他の医療機関において行った最近の結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者、現に高血圧、心臓病等の疾病により医療機関において管理されている者については、詳細な健診を行う必要はない。また、健康診査の結果から、医療機関において、診療報酬により、必要な検査を実施する。

(1) 心電図検査

○前年の健診結果等において、①血圧、②脂質、③血糖、④肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(2) 眼底検査

○前年の健診結果等において、①血圧、②脂質、③血糖、④肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(3) 貧血検査

○貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

【判定基準】

- | | | | |
|-----|----------------------|------------------------------|----|
| ① 糖 | a 空腹時血糖 | 100mg/dl以上 | 又は |
| | b HbA1c (NGSP 値) の場合 | 5.6%以上 | |
| ②脂質 | a 中性脂肪 | 150mg/dl以上 | 又は |
| | b HDLコレステロール | 40mg/dl未満 | |
| ③血圧 | a 収縮期 | 130mmHg以上 | 又は |
| | b 拡張期 | 85mmHg以上 | |
| ④肥満 | a 腹囲 | M $\geq$ 85cm, F $\geq$ 90cm | 又は |
| | b BMI | $\geq$ 25 | |

別表 4

委託料内訳書

区 分			1人当たり委託料単価 (消費税含む。)	支 払 条 件
特 定 健 康 診 査	基本的な健康診査の項目		6, 825円	健診実施後に一括
	詳細な健診 項目(医師 の判断によ る追加項 目)	貧血検査	231円	
		心電図検査	1, 365円	
		眼底検査(両眼) (フィルム代含む)	1, 176円	
特 定 保 健 指 導	動機付け支援 ※2		7, 350円	面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払 残る2/10は実績評価終了後に支払
	積極的支援		23, 100円	初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払 残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※ 特定健康診査の定率自己負担額の算出または特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※2 利用者に対し動機付け支援を実施し、6ヶ月経過後に実績評価を行うに至った段階で、利用者が被保険者資格を喪失している場合であっても、保険者は保険者負担額の残り2/10の費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。ただし、実績評価前に利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡し、利用停止について双方が確認した場合は、この限りではない。